

函南町役場グリーン購入調達方針（案）

地球温暖化を中心とした社会的課題の解決には、消費と生産のあり方を見直し、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的な発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。

SDGs（持続可能な開発目標）では目標 12「持続可能な生産消費形態を確保する」において、ターゲット 12.7「国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。」が位置付けられており、日本では目標達成の指標として国等の機関のグリーン購入が位置付けられている。

また、気候変動対策の観点では、パリ協定の発効に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）が改定され、「その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用」を推進することが定められている。

なお、日本国内では、製品やサービス等の調達という側面において、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）において再生品の使用の促進について言及されているほか、第 5 次環境基本計画（平成 30 年 4 月閣議決定）では重点戦略①「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」においてグリーン購入が求められている。グリーン購入の取組は国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）が平成 13 年 4 月に施行されて以降、地方公共団体においても法に基づく取組が期待されている。

このような状況を踏まえ、函南町の行政事務事業において、グリーン購入を効果的に推進していくため、函南町役場グリーン購入調達方針を定める。

1 目的

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、環境に配慮した物品の調達（グリーン調達）の推進を図るための方針を定め、函南町におけるグリーン購入を実践することで、町の行政事務事業に起因する環境負荷の低減を図り、持続可能な社会の形成に資することを目的とする。

2 適用範囲

函南町の全ての機関が行う物品又はサービス（以下「物品等」という。）の調達において適用する。ただし、指定管理者については、方針の趣旨を踏まえ、グリーン購入の推進に努めるものとする。

3 調達の基本原則

町では環境物品等を優先的に調達することにより、これらの市場の形成や開発の促進、また、地域経済における需要の転換を促すことで、持続可能な循環型社会の形成を図る。また、物品等の調達においては、調達の必要性と適正な調達数量について検討を行い、業務上やむを得ない理由がある場合を除き、以下の基本原則に則り、環境物品等を優先して調達するものとする。

- （1）環境汚染物質の使用及び放出が削減されていること。
- （2）資源やエネルギーの消費量が削減されていること。
- （3）資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- （4）長期間の使用や再使用が可能であること。
- （5）有効なリサイクルが可能であること。
- （6）廃棄時に処理や処分が容易なこと。
- （7）調達数量は、必要最小限とすること。

4 推進方法

（1）判断基準

グリーン購入の対象物品は、環境省の「グリーン購入の調達者の手引き」に基づき策定する「函南町役場グリーン購入調達ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に準ずるものとする。また、対象物品以外についても、「3 調達の基本原則」に準じて物品を選定するよう努めるものとする。

(2) 特定調達品目及び調達目標

特定調達品目及び調達目標は、ガイドラインにて定める。調達目標は、分類別に設定し、函南町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定時に調達実績を踏まえ、見直しを行うものとする。なお、初年度の調達目標は、参考となる調達実績がないことから、「70%」もしくは「できる限り配慮する」とする。

(3) 各課等におけるグリーン購入の取組

函南町職員は、調達目標を定めた特定調達品目に該当する物品等を調達しようとする際は、入札条件等にこれらを明示する等の方法により優先的に購入するものとする。

(4) 調達実績の把握等

- ア 所属長は、毎年度はじめに前年度の実績を集計し、環境衛生課長に報告するものとする。
- イ 環境衛生課長は、調達実績を取りまとめ、函南町地球温暖化対策推進担当者会議にて報告するものとする。
- ウ 地球温暖化対策推進委員会事務局である環境衛生課は、報告に基づき評価を行い、必要に応じて目標や取組内容等の見直しを行うものとする。
- エ 調達実績については、町のホームページ等において公表するものとする。

5 適用時期

本方針は、ガイドラインが策定され次第適用する。